

○邑南町墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則

平成18年3月22日

規則第18号

(趣旨)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の施行については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(墓地等の経営許可申請)

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可を受けようとする者は様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等及びその付近の状況を明らかにした図面(墓地又は納骨堂にあつては周囲100メートル以内、火葬場にあつては周囲200メートル以内の地形及び建物の状況を表したもの)
- (2) 墓地等に係る土地の登記事項証明書、丈量図及び公図の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者が法人である場合には、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地にあつては造成計画図及び施設の配置図、納骨堂又は火葬場にあつては建物及びその附属設備の設計図及び配置図
- (2) 墓地等の管理規程、使用料及び管理料の額並びにこれらの額を定める根拠を記載した書類
- (3) 定款、寄附行為又は規則(以下「定款等」という。)の写し及び法人の登記事項証明書
- (4) 墓地等の設置に関し、定款等に定められた所要の手続きを経たことを証する書類

(5) 墓地等の経営に係る事業計画書及び収支予算書

(変更の許可申請書)

第3条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書に、変更に係る前条に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(廃止の許可申請)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を町長に提出しなければならない。

2 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者が法人である場合には、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該法人の定款等の写し

(2) 墓地等の廃止に関し、定款等に定められた所要の手続を経たことを証する書類

(3) 墓地の改葬により既設の墓地を廃止する場合にあっては、改葬を完了したことを証する書類

(設置場所の基準)

第5条 墓地等の新設又は拡張は、なるべく荒廃地を使用し、かつ、次の条件に該当する場合でなければならない。

(1) 公園、学校、病院その他これらに類する施設及び人家から100メートル(火葬場にあつては200メートル)以上離れていること。

(2) 飲用水に支障を及ぼさないこと。

(施設の基準)

第6条 墓地等の構造設備は、次の基準に適合しなければならない。

(1) 墓地については、次に掲げる基準

ア 境界を明瞭にし、必要に応じ植栽等を行うこと。

イ 通路は、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみとならない構造を有

し、各墳墓に接続していること。

ウ 排水路を設け、雨水その他地表水が貯留しない構造を有すること。

エ 給水設備等及びごみ処理施設を設けること。

(2) 納骨堂については、次に掲げる基準

ア 外壁及び屋根は耐火構造とし、内部は不燃材料を用いること。

イ 換気設備を設けること。

ウ 出入口及び納骨装置には、施錠できる設備を設けること。

(3) 火葬場については、次に掲げる基準

ア 境界を明瞭にし、必要に応じ植栽すること。

イ 火炉及び煙突は堅牢な構造であって、かつ、防臭及び防塵について十分な能力を有すること。

ウ 場内に灰庫を設けること。

(基準の緩和等)

第7条 第5条(第2号を除く。)及び前条に規定する事項について、町長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、その基準の一部をしんしゃくすることができる。

(許可証の交付)

第8条 町長は、法第10条の規定による許可をしたときは、様式第4号その1からその9までによる許可証を交付するものとする。

(工事の完了届)

第9条 法人が墓地等の工事を完了したときは、様式第5号により町長に届け出なければならない。

(墓地等の台帳)

第10条 町長は、墓地等に関し、様式第6号から第8号までによる台帳を備えて、これに必要な事項を記載しなければならない。

(許可証の再交付)

第11条 墓地等の経営者は、許可証を失い、又は破損した場合には、様式第9号

による申請書を町長に提出し、その再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、これを10日以内に町長に返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和24年島根県規則第42号)によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

邑南町長 様

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

墓地(納骨堂・火葬場)の経営許可申請書

下記のとおり墓地(納骨堂・火葬場)の経営をしたいので、邑南町墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則第2条の規定により申請します。

記

1 墓地等の所在地

2 墓地等の名称

3 墓地の敷地面積及び区画数 平方メートル
(納骨堂にあつては、床面積及び納骨装置の数)
(火葬場にあつては、敷地面積、床面積及び火炉の数)

4 新設の理由

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

邑南町長 様

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

墓地(納骨堂・火葬場)変更許可申請書

下記のとおり墓地(納骨堂・火葬場)の経営の変更をしたいので、邑南町墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則第3条の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の所在地
- 2 墓地等の名称
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

邑南町長 様

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

墓地(納骨堂・火葬場)廃止許可申請書

下記のとおり墓地(納骨堂・火葬場)の経営の廃止をしたいので、邑南町墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の所在地
- 2 墓地等の名称
- 3 廃止の理由

様式第4号その1(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

墓地経営許可証

年 月 日付けで申請のあった墓地の経営については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 面積
- 4 許可の条件

様式第4号その2(第8条関係)

第 号

住所

氏名

納骨堂経営許可証

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の経営については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 床面積及び納骨装置の数
- 4 許可の条件

様式第4号その3(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

火葬場経営許可証

年 月 日付けで申請のあった火葬場の経営については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 敷地面積
- 4 床面積
- 5 火炉の基数
- 6 許可の条件

様式第4号その4(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

墓地変更許可証

年 月 日付けで申請のあった墓地の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 変更の内容

様式第4号その5(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

納骨堂変更許可証

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 変更の内容

様式第4号その6(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

火葬場変更許可証

年 月 日付けで申請のあった火葬場の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 変更の内容

様式第4号その7(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

墓地廃止許可証

年 月 日付けで申請のあった墓地の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

1 所在地

2 名称

様式第4号その8(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

納骨堂廃止許可証

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

1 所在地

2 名称

様式第4号その9(第8条関係)

指令〇〇第 号

住所

氏名

火葬場廃止許可証

年 月 日付けで申請のあった火葬場の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

邑南町長



記

1 所在地

2 名称

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

邑南町長 様

住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

墓地等工事完了届

下記のとおり墓地(納骨堂・火葬場)の新設(変更)の工事が完了しましたので届け出ます。

記

墓地、納骨堂又は 火 葬 場	名 称	
	所 在 地	
新設又は変更の許可年月日及び 許 可 番 号		年 月 日
		第 号
新設又は変更工事の着工及び完 了 の 年 月 日		着工 年 月 日
		完了 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

火 葬 場 台 帳	
経 営 者 の 住 所 及 び 氏 名	
管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	
火 葬 場 の 名 称	
火 葬 場 の 所 在 地	
公 営 又 は 私 営 の 別	
敷 地 の 面 積	平方メートル
建 物 の 面 積	平方メートル
使 用 委 託 等 の 料 金	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
設 置 の 概 要 そ の 他	

裏面は火葬場の平面図記入

様式第7号(第10条関係)

納 骨 堂 台 帳	
経 営 者 の 住 所 及 び 氏 名	
管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	
納 骨 堂 の 名 称	
納 骨 堂 の 所 在 地	
公 営 又 は 私 営 の 別	
敷 地 の 面 積	平方メートル
建 物 の 面 積	平方メートル
使 用 委 託 等 の 料 金	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
設 置 の 概 要 そ の 他	

裏面は納骨堂の平面図記入

様式第8号(第10条関係)

墓 地 台 帳						
許可年月日 及び許可番 号	墓地所在地	面積(㎡)	経営者住所、 氏名	管理者氏名	公営・私営 の別	備 考

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

邑南町長 様

申請者 氏名



墓地(納骨堂・火葬場)新設(廃止・変更)許可証再交付申請書

申請者の住所氏名	
許可の種類	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令〇〇第 号
許可証を失い、又は破損した理由 及び 年 月 日	

添付書類

破損した場合は、破損した許可証を添えること。